

入札監視委員会の審議概要

開催日及び場所	令和 7 年 9 月 9 日（火） 北海道運輸局 6 階会議室	
委 員	委 員 長 久保 淳司（北海道大学 教授） 委 員 青野 渉（弁護士） 委 員 上木 いくみ（税理士）	※敬称略
審議対象期間	令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 6 月 3 0 日	
抽出案件	総件数5件	
	物品・役務 一般競争	①令和 6 年度 日本版持続可能な観光ガイドライン（J S T S－D）の理解促進に関する実証事業
		②北海道運輸局管内の各自治体における交通サービス等実態調査等業務
		③事務用消耗品（モニター等）購入契約
		④札幌運輸支局他で使用する電気の購入契約
		⑤日常清掃等請負契約（各運輸支局・事務所）
意見・質問 及び回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告	無し	
その他	無し	

《参考》
入札監視委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するために、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 1 2 年 1 1 月 2 7 日法律 1 2 7 号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 1 3 年 2 月 9 日閣議決定）に基づき、北海道運輸局に設置されています。

①	令和6年度 日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）の理解促進に関する実証事業	
	委 員	北海道運輸局
	○成果品についての、「効果」・「評価」についてどのように想定しているのか確認したい。	●道内各地域にJSTS-Dの取組について説明する際、内容等を理解してもらうのに苦労しているところであったが、当事業の成果品を活用することによって、JSTS-Dの取組に前向きな地域の導入支援ができるようになったので、効果があったものと考えている。
	○概算予算はどのように決定しているのか。	●予算は、「持続可能な観光」を推進していく中で地域への説明に苦慮するところがあったため、観光庁へ相談したところ、事業実施について承諾を得られ予算化された。観光庁から配賦された予算の範囲内で事業を実施している。
②	北海道運輸局管内の各自治体における交通サービス等実態調査等業務	
	委 員	北海道運輸局
	○公告から開札までの期間が20日間となっており、初めて公告を見た事業者は短い期間で参加しにくい印象を受けたが、公告期間の決め方はどうしているのか。	●調査内容を鑑みて個別に公告期間を設定しているわけではなく、法律に則った期間としている。公示時期（11月）については、他の事業の兼ね合いもあり年末近くになってしまったが、年度内に事業を実施する必要があったため、当該時期となった。
③	事務用消耗品（モニター等）購入契約	
	委 員	北海道運輸局
	○各支局から要望を取りまとめ、契約するとなると相当、作業時間等が必要と思われる。分割して契約する方が一括契約するよりは、要望物品の過不足も防げるのではと考えるが、一括で入札する理由を伺いたい。	●原則、国の方針として一般競争入札をすることとしている。透明性、公平性を保つために一般競争入札を実施している。
④	札幌運輸支局他で使用する電気の購入契約	
	委 員	北海道運輸局
	○消費税の端数計算の仕方で入札金額と入札内訳書の金額に差異が出る案件がある（入札事業者の認識違いやミス）と思うが、何らかの工夫を講じていただき、実際の契約金額と一致するようにしていただきたい。	●事業者には指導していきたい。
⑤	日常清掃等請負契約（各運輸支局・事務所）	
	委 員	北海道運輸局
	○今後ある程度の地域をまとめて地区ごとの契約とした方が入札参加者も増えるのではと考えるがどうか。一括契約ではない方法も検討していかなければ、昨今、人手不足も叫ばれていることから、受託業者が再委託しなければならない状況にもなり、契約が難しくなっていくように感じる。	●10数年前までは支局ごとに清掃契約していたところだが、支局の人員削減もあり、極力支局での業務を省略して本局での契約とした経緯がある。現状では、支局の所在地又は近隣に清掃業者の営業所がある状況なので、支局分をまとめて契約した方がコストダウンにもなり、メリットが大きいところ。事業者より人繰りが難しくなるというような相談がなければ、引き続き現状の契約方式で実施したい。